

## 契約締結前に交付する書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

※お客様は、当社との契約にあたり、この書面の内容をよくお読み下さい。

商号	株式会社アクセラ
所在地	本店 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-11-17 第2KSビル (電話番号：03-6908-7462)
金融商品取引業者	当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。
登録番号	関東財務局長（金商）第2972号

### 1. 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### 2. 提供する投資助言の内容及び方法

当社は、お客様との投資顧問契約に基づき、国内株式（東証一部・東証二部・JASDAQ・マザーズ上場に限る）に関する投資判断に関して助言を行います。

助言は、以下の会員区分に従って行います。なお、当社は、会員（無料登録会員を含む）に対して ID 及びパスワードを発行し、会員（無料登録会員を含む）は、当社が会員専用ページやメールで提供する各種情報・コラム等を閲覧することができるものとします。

#### ①30日間プラン

サービス内容	契約期間	報酬額 (税込)
国内株式への投資に関して、当社独自の分析に基づき値上がりが見込まれる推奨銘柄情報及びその取引条件を、メール及び会員専用ページ上で提供（契約期間中2回以上/1回につき1~2銘柄）します。提供した推奨銘柄に関する質問については、個別に対応します（メールのみ）。 会員には、月1回以上、国内株式に関する市況レポートやコラムを配信する他、個別の銘柄相談を受け付けます（メールのみ/当社が提供した推奨銘柄か否かを問いません）。	30日間 (自動更新有)	49,800円

※契約期間（30日）は、契約締結日の次の月曜日から起算し、土日祝日を含む「暦日数」でのカウントとします。月曜日にご契約をいただいた場合は、次の月曜日からのサービス開始となりますので、ご注意ください。

※契約期間満了の5営業日前迄に、更新しない旨の書面（電子メールを含む・会員専用ページでの解約手続きを含む。以下「書面等」という）による意思表示をしない限り、現在の契約内容と同一条件にて自動的に更新され、その後も同様とします。

※助言は、原則として、当社の営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）にのみ対応します。

※市場環境等により推奨する銘柄がない場合、代わりに、当該判断に至った分析レポートを提供します。

### <キャンペーン期間中の注意事項>

※キャンペーン期間中のみ、初めて30日間プランに申し込む会員に、上記契約期間に追加して、契約当初2週間の無料お試し期間が付与されます。その場合、無料期間終了までに、会員自ら会員専用ページにて解約手続きをしない限り、無料期間終了と同時に自動的に30日間プラン（有料）に移行し、課金されます。課金は、サービス提供開始後15日目に、会員が事前に登録したクレジットカードの自動決済により行われ、その後は30日（暦日数）毎のクレジット決済となります。

※無料お試し期間（2週間）は、契約締結日の次の月曜日から起算し、土日祝日を含む「暦日数」でのカウントとします。月曜日にご契約をいただいた場合は、次の月曜日からのサービス開始となりますので、ご注意ください。

### ②ハイグレードプラン

一単元の取引価格が30万円以内の銘柄に限って情報提供するプランです。

サービス内容	契約期間	報酬額 (税込)
一単元の取引価格が30万円以内の国内株式に関して、当社独自の分析に基づき値上がりが見込まれる推奨銘柄情報及びその取引条件を、メール及び会員専用ページ上で提供（週1回以上）します。提供した推奨銘柄に関する質問については、個別に対応します（メールのみ）。 会員には、月1回以上、国内株式に関する市況レポートやコラムを配信する他、個別の銘柄相談を受け付けます（メールのみ／当社が提供した推奨銘柄か否かを問いません）。	90日間 (自動更新無)	280,000円

※助言は、原則として、当社の営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）にのみ対応します。

※市場環境等により推奨する銘柄がない場合、代わりに、当該判断に至った分析レポートを提供します。

### ③プレミアムプラン

30日間プラン及びハイグレードプランの情報に加え、一単元の取引価格が30万円を超える銘柄に関する情報も提供するプランです。

サービス内容	契約期間	報酬額 (税込)
30日間プラン及びハイグレードプランの情報に加え、一単元の取引価格が30万円を超える国内株式に関して、当社独自の分析に基づき値上がりが見込まれる推奨銘柄情報及びその取引条件を、メール及び会員専用ページ上で提供（週1回以上）します。提供した推奨銘柄に関する質問については、個別に対応します（メール又は電話）。 会員には、月1回以上、国内株式に関する市況レポートやコラムを配信する他、個別の銘柄相談を受け付けます（メール又は電話／当社が提供した推奨銘柄か否かを問いません）。	90日間 (自動更新無)	980,000円

※助言は、原則として、当社の営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）にのみ対応します。

※市場環境等により推奨する銘柄がない場合、代わりに、当該判断に至った分析レポートを提供します。

### ④スポットプラン

スポットプランは、当社が個別に推奨する銘柄が存在する時にのみ、不定期に募集します。スポットプランで提供する銘柄は、他のプランでは提供しない銘柄です。

サービス内容	契約期間	報酬額 (税込)
当社独自の分析に基づき、短期的に値上がりが見込まれる推奨銘柄（配信銘柄総数は、1～3銘柄。契約により変動）及びその取引条件について、契約ごとに定める配信指定日又は配信期間中に、メール及び会員専用ページ上で提供します。	1日～10日間 (自動更新無)	5,000円 ～ 300,000円 ※契約により 変動

※「配信指定日」「配信期間」、及び当該配信指定日毎の「配信銘柄数」は、契約ごとに異なります。

※各銘柄配信後10日間（当社営業日（土・日・祝日・年末年始を除く）基準）は、配信した銘柄に関するメールでのお問い合わせに、無料に対応します。

### 3. 報酬等について

投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬の額は、以下に定める通りとします。

#### (1) 報酬体系

報酬額は、上記プランに従ってお支払いただくものとします。なお、当社では不定期にキャンペーンを実施し、報酬額を割り引いて提供する場合があるものとします。

※お支払の際に発生する銀行振込手数料は、お客様負担とします。

#### (2) 報酬の支払時期

報酬は、前払いとします。

30日間プラン（初月報酬額のみ／キャンペーン期間中を除く）、ハイグレードプラン及びプレミアムプランは、サービス開始前に、スポットプランは、契約ごとに定める配信指定日

又は配信期間の始期までにお支払いいただきます。なお、キャンペーン期間中の30日間プランについては、無料お試し期間経過後（サービス提供開始後15日目）に、クレジットカードの自動決済により課金され、その後は30日（歴日数）毎のクレジット決済にて支払うものとします。

30日間プランの自動更新後の報酬額は、契約期間満了日到来の都度、会員が事前に登録したクレジットカードの自動決済により支払うものとします。

※支払時期までに報酬のお支払が確認できない場合、当社の助言サービスを提供できない場合があります。

#### (3) 報酬の支払方法

報酬の支払方法は、30日間プランは、クレジット決済とし、ハイグレードプラン、プレミアムプラン及びスポットプランは、クレジット決済又は銀行振込による一括支払とします。

※お支払の際に発生する銀行振込手数料は、お客様負担となります。

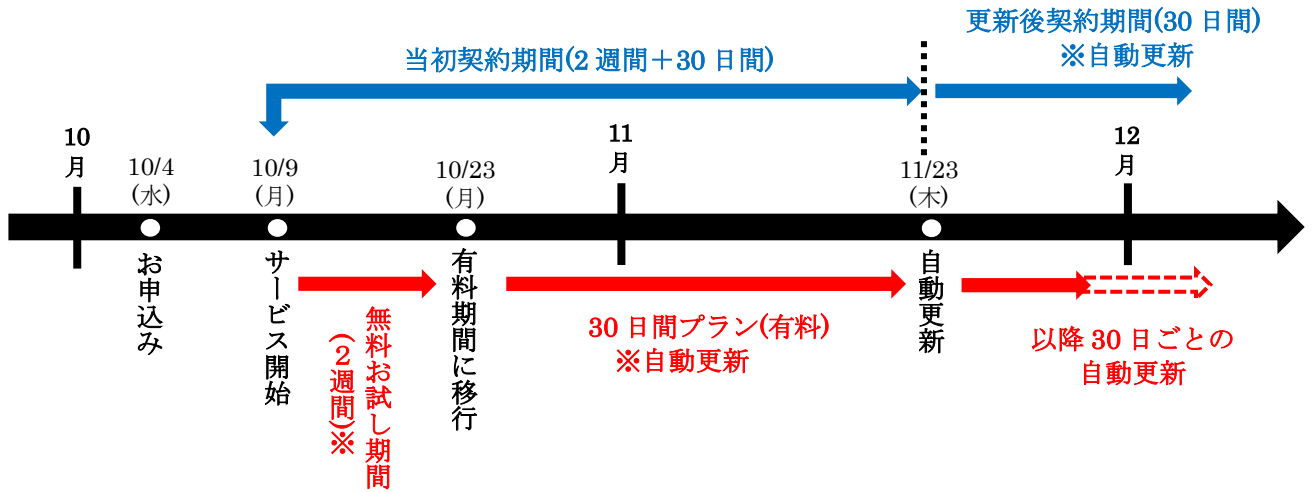
#### (4) 契約期間

契約期間は、上記プランに従って定めるものとします。

なお、30日間プラン（契約期間：30日間）のみ、契約期間の始期が、契約締結日の次の月曜日からの起算となります。また、キャンペーン期間中のみ、初めて30日間プランに申し込む会員に、契約期間30日間に追加して、契約当初2週間の無料お試し期間が付与されます。その場合、無料期間終了までに、会員自ら会員専用ページにて解約手続きをしない限り、無料期間終了と同時に自動的に30日間プラン（有料）に移行し、課金されます。

30日間プラン（有料）移行後の契約期間は、移行日から30日ごとの自動更新となります。

例) 30日間プラン (キャンペーン期間中)



※2週間の無料期間終了までに、会員自ら会員専用ページにて解約手続きをしない限り、無料期間終了と同時に自動的に30日間プラン(有料)に移行し、課金されますので、ご注意ください。

(5) 中途解約の場合

中途解約に関しては、「5. クーリング・オフの適用」をご参照下さい。

#### 4. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

##### ① 株価変動のリスク

株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

##### ② 株式発行者の信用リスク

市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

##### ③ 信用取引

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

## 5. クーリング・オフの適用

投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次の通りです。

### 1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面（電磁的方法による場合を含む。以下同じ。）を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面等による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。なお、キャンペーン期間中で、無料期間が付与された場合は、無料期間が経過した日（有料期間に移行した日）からクーリング・オフ期間（10日）がカウントされるものとします。

②契約の解除日は、お客様がその書面等を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次の通りとなります。

■投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をお支払いいただくこととします。

■投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

<期間契約コースの場合>

（30日間プラン、ハイグレードプラン及びプレミアムプラン）

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただくこととします。

<単発契約プランの場合（スポットプラン）>

助言銘柄数割り計算した報酬額（契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの助言銘柄数÷契約期間中に提供することとなっている総助言銘柄数×契約期間に対応する報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をお支払いいただくこととします。

※計算の結果生じた一円未満の端数は切り捨てます。

※報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお客様へ返金します。

※契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただかないものとします。

## 2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の10日前までの書面等による意思表示で契約を解除することができます。契約の解除の場合は、上記「1. クーリング・オフ期間内の契約の解除」③に記載する精算方法に従って対応します。

ただし、契約期間途中で、現在契約しているプランよりも報酬額が高額な他のプラン区分への乗り換えを希望される場合、既にお支払いいただいた報酬額から、上記「1. クーリング・オフ期間内の契約の解除」③に従って算出した返金金額を、新たに発生する報酬額に充当するものとします。

## 6. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

## 7. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき  
（詳しくは、上記「5. クーリング・オフの適用」を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

## 8. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 9. 当社の苦情処置措置について

1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めております。



当社の苦情等の申出先は、下記「11. 会社の概要」の通りです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほか、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

**【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター】**

電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

（月～金／9：00～17：00 ※祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 10. 当社の紛争解決処理について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人 日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合には、上記の連絡先までお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書の受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 11. 会社の概要

資本金	300 万円
役員の氏名	代表取締役 鈴木 康平 取締役 伊藤 象二郎

主要株主	鈴木 康平（当社代表取締役）
分析者・投資判断者	宮本 和則 柄澤 邦光 長島 和弘
助言者	宮本 和則 柄澤 邦光 長島 和弘 鈴木 康平
当社への連絡方法 及び 苦情等の申出先	以下の電話番号、メールアドレスにご連絡下さい。 ○電話番号 03-6908-7462 ○電子メール <a href="mailto:contact@axela.co.jp">contact@axela.co.jp</a>
加入協会	当社は、一般社団法人 日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。 また、管轄の財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。
他の事業	コンピュータのシステム開発、ハードウェア・ソフトウェアの開発、電子機器の開発、設計制作、販売、運営管理、保守及びコンサルタント業務